

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃（平成21年東京労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年8月1日

東京労働局長 富田 望

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）のまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

| 工 程 | 規 格 | 金 額 |
|-------------|----------------------------|---------------------|
| 身返し端まつり(千鳥) | 針目が3センチメートル間隔に5針以上 | 1か所につき 19円 |
| 身返し星入れ | 針目が3センチメートル間隔に3針以上 | 10センチメートルにつき 22円 |
| すそまつり | 針目が3センチメートル間隔に4針以上 | 20センチメートルにつき 29円 |
| スナップ付け | 1センチメートル型 | 1組につき 26円 |
| かぎホック付け | ウエスト用、前かん | 1組につき 32円 |
| | ウエスト用以外、小、2つ穴 | 1組につき 28円 |
| ボタン付け | 18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2～3回 | 1個につき 17円 |
| | 18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上 | 1個につき 17円 |
| | 20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2～3回 | 1個につき 18円 |
| | 20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上 | 1個につき 18円 |
| | 2つ穴、力ボタンつき | 1個につき 24円 |

| | | | |
|------------------------|------------------------|------------------|----------------|
| 鎖糸ループ 付け | 糸ループの長さ3センチメートル | 1か所につき | 13円 |
| | 糸ループの長さ5センチメートル | 1か所につき | 20円 |
| ベント止め 又はプリーツ しつけ | ×印しつけ止め | 1か所につき | 14円 |
| そで付け裏 まつり | 針目が3センチメートル間隔に 7針以上 | 10センチメートルにつ き | 24円 |
| そで口裏ま つり | | 10センチメートルにつ き | 22円 |
| ファスナー 裏まつり | | 10センチメートルにつ き | 22円 |
| 襟付けまつ り | | 10センチメートルにつ き | 21円 |
| ウエスト裏 まつり | | 20センチメートルにつ き | 27円 |
| 肩パット付 け | | 内パット | 1組(1着分)につ き |
| | 外パット | 1組(1着分)につ き | 59円 |
| カフス付け | カフスカバーまつり、かんぬき 止め | 1着分につき | 70円 |
| 襟付け | 襟カバーまつり、かんぬき止め | 1枚につき | 35円 |
| バックル付 け | ベルトの幅が5センチメートル のもの | 1個につき | 18円 |

4 効力発生の日 令和6年8月31日